

長 第 6 1 7 号
平成 2 6 年 2 月 1 3 日

各指定居宅サービス事業者（通所介護・通所リハ）
各指定介護予防サービス事業者（通所介護・通所リハ）
各指定介護老人福祉施設開設者
各介護老人保健施設開設者
各指定介護療養型医療施設開設者
各老人短期入所施設開設者
各養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各老人福祉センター管理者
各生活支援ハウス管理者
各有料老人ホーム施設長
各サービス付き高齢者向け住宅開設者
各関係団体の長
各市町村介護保険主管課長

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課長
(公印省略)

ノロウイルスによる食中毒の発生予防について

このことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から別添のとおり周知依頼があり、それを受けて本県食品・生活衛生課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該通知の内容を御承知いただき、施設等におけるノロウイルスによる食中毒の発生予防に努めていただくようお願いいたします。

なお、恐れ入りますが、市町村におかれましては、所管の介護保険事業者に対し周知願います。

本通知は、和歌山県長寿社会課ホームページ『きのくに介護 de ネット』「介護保険事業者の方々への情報（各種通知等）」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/careref/140213/chou617.pdf>)にも掲載します。

また、今年度は全国的にもノロウイルスによる集団感染が多発しているところでありますが、高齢者施設において感染が拡大した一つの要因としては、認知症の入所者が感染し、嘔吐した際、職員が嘔吐物に近づかないように言った言葉が認知症の高齢者に正しく伝わらなかつたり、便失禁した状態で廊下を徘徊し、廊下に便が付着したなど、認知症入所者の行動に適切に対応できなかった事例や胃ろうの入所者への対応では経管栄養の際、職員の処置を通じて感染が拡大したと考えられる事例があります。

施設においては、たとえば、認知症の入所者が嘔吐した場合や夜勤時等の職員が少ない場合等の具体的な対応方法を職員全員で再確認するなど、感染予防対策の徹底をお願いします。